

【ABC 消費者情報 Vol.123】

◎ハガキによる架空請求に注意を！

ハガキによる架空請求の相談が、増加しています。

■相談事例

○「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたハガキが届いた。

差出人は「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」となっている。

内容は「契約不履行により民事訴訟として、訴状が提出された。連絡がない場合は、給料や財産を差し押さえる。裁判取り下げの相談を受け付けている。」等と書いてある。最終期日は明日となっているが、何の料金のことがわからない。どうしたらよいか。

■アドバイス

○訴訟提起などの重要書類がハガキで送られてくることはありません。

○「国民訴訟通達センター」や「民事訴訟管理センター」といった公の機関のような名前を名乗っていますが実在しません。

○「総合消費料金」などの文言が使われていることが多いです。

○身に覚えのない請求は無視し、一切連絡をしないようにしましょう。

○あやしいと思ったら連絡せずに、消費生活センターや警察に相談しましょう。

■「民事訴訟管理センター」名で発送されたはがきに注意!!

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/kikikanri/anshin/documents/uso27.pdf>

(鹿児島県警察本部「うそ電話詐欺防犯情報」より)

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611